

# 衛生管理者免許試験 公表問題

## 関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育（特別教育）
- ⑧ 作業環境測定
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ 健康管理手帳
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ じん肺法
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

## 【令和 5 年 10 月】

【問 7】 管理区域内において放射線業務に従事する労働者の被ばく限度に関する次の文中の[ ]内に入れる A から D の語句又は数値の組合せとして、法令上、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

「男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性が受ける実効線量の限度は、緊急作業に従事する場合を除き、[ A ]間につき[ B ]、かつ、[ C ]間につき[ D ]である。」

	A	B	C	D
(1)	1 年	50mSv	1 か月	5 mSv
(2)	3 年	100mSv	3 か月	10mSv
(3)	3 年	100mSv	1 年	50mSv
(4)	5 年	100mSv	1 年	50mSv
(5)	5 年	250mSv	1 年	100mSv

## ▶▶解説◀◀

※ 電離則第 4 条（放射線業務従事者の被ばく限度）第 1 項、第 7 条（緊急作業時における被ばく限度）第 1 項。

「男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性が受ける実効線量の限度は、緊急作業に従事する場合を除き、[ A : 5 年 ]間につき[ B : 100 ミリシーベルト (mSv) ]、かつ、[ C : 1 年 ]間につき[ D : 50 ミリシーベルト (mSv) ]である。」

\*解答\* (4)

## 【令和4年4月】

【問 8】 電離放射線障害防止規則に基づく管理区域に関する次の文中の□内に入れるAからCの語句又は数値の組合せとして、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

- ① 管理区域とは、外部放射線による実効線量と空气中的放射性物質による実効線量との合計が□A間につき□Bを超えるおそれのある区域又は放射性物質の表面密度が法令に定める表面汚染に関する限度の10分の1を超えるおそれのある区域をいう。
- ② ①の外部放射線による実効線量の算定は、□C線量当量によって行う。

	A	B	C
(1)	1か月	1.3mSv	70 $\mu$ m
(2)	1か月	5 mSv	1 cm
(3)	3か月	1.3mSv	70 $\mu$ m
(4)	3か月	1.3mSv	1 cm
(5)	3か月	5 mSv	70 $\mu$ m

## ▶▶解説◀◀

電離則第3条（管理区域の明示等）第1項第1号、第2号、第2項。以下に条文のとおり。

放射線業務を行う事業の事業者は、次の各号のいずれかに該当する区域（以下「管理区域」という。）を標識によって明示しなければならない。

① 外部放射線による実効線量と空气中的放射性物質による実効線量との合計が**3か月**につき**1.3mSv**を超えるおそれのある区域

2 前項第一号に規定する外部放射線による実効線量の算定は、**1cm**線量当量によって行うものとする。

\*解答\* (4)

## 【令和2年4月】

【問 7】 電離放射線障害防止規則に基づく管理区域に関する次の①及び②の文中の□内に入るAからCの語句又は数値の組合せとして、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

- ① 管理区域とは、外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が□A間に□Bを超えるおそれのある区域又は放射性物質の表面密度が法令に定める表面汚染に関する限度の10分の1を超えるおそれのある区域をいう。
- ② ①の外部放射線による実効線量の算定は、□C線量当量によって行う。

	A	B	C
(1)	1 か月	1.3mSv	70 μ m
(2)	1 か月	5 mSv	1 cm
(3)	3 か月	1.3mSv	70 μ m
(4)	3 か月	1.3mSv	1 cm
(5)	3 か月	5 mSv	70 μ m

## ▶▶解説◀◀

電離則第3条（管理区域の明示等）第1項第1号、第2号、第2項。以下に条文のとおり。

放射線業務を行う事業の事業者は、次の各号のいずれかに該当する区域（以下「管理区域」という。）を標識によって明示しなければならない。

① 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が**3 か月**につき**1.3mSv**を超えるおそれのある区域

2 前項第一号に規定する外部放射線による実効線量の算定は、**1cm**線量当量によって行うものとする。

\*解答\* (4)